

<B4>実践英語講座（ケース・スタディー）

<表紙>

この講座は、初めて実際の特許明細書にトライする方を対象とする講座（その1）です。特許明細書の英訳に重要なポイント（明細書の冒頭部分）を平易に解説し、且つ、明細書の各部分に特有の英訳ノウハウおよび英訳のコツを学びます

対象者：化学明細書の「ポイント英訳」初歩を学びたい方

講座の内容：明細書のポイント英訳

実際の和文公報の英訳（明細書の冒頭部分＝「技術分野」、「背景技術」および「本発明」への移行部）を解説します。

<本講座（前半）>

1. 現実の「和英翻訳者」が間違いやすいポイント

（1. 1）<一般的な事項>

①特許明細書の英訳においては、名詞は、全て「単数形」にして下さい。例えば、「material」「component」「additive」「substance」等は、全て単数で記述して下さい。

②上記の理由は、特許明細書では、「複数」名詞を使用すると、例えば、「複数の添加物」の存在が必須と解釈されるため、です。

③例えば、以下の例を考えてみましょう。

和文：「この組成物Bは、樹脂を含む。」

英文：『The composition B comprises a resin.』

（*特許明細書の分野では、冠詞「a」は、通常は「at least one」の意味に解釈されます。）

→よって、この英訳の場合には、「組成物Bは（少なくとも1種類の）樹脂を含む」ことが必須要件と解釈されます。

→すなわち、組成物Bは、「1種類の樹脂を含んでいれば、本発明の範囲内」となります（この特許権の技術的範囲＝権利範囲解釈の際に、極めて重要なポイントとなります！）。また、解釈上、「2種類以上の樹脂を含む」組成物Bも、本発明の「範囲内」となります。

④他方、上記③の和文を、（「一般的な文書」の場合によくあるように、複数形で記述して）『The composition B comprises resins.』と英訳した場合には、組成物Bは、「2種類（以上）の樹脂を含んでいなければ」本発明の範囲内とはなりません！

⑤よって、「単数か複数か」判断が微妙ないし困難な場合には、安全サイドから「単数」を採用して下さい。

*日本語においては、一般的に「単数」か「複数」かは明示されません。

（1. 2）「複数形」が不可欠な場合にのみ、「複数形」の名詞を使用して下さい。例えば、以下の場合です。

①「複数の」という修飾語がある場合：例えば、「a plurality of electrodes」

②「複数」以外には考えられない場合：例えば、「nitrogen atoms are introduced」

（理由：現時点では、「一個一個の原子」を扱う技術は、基本的には存在しないから）。

（1. 3）クレーム（特許請求の範囲）で必須要件でない項目について、明細書中に記載する際には、may、can、in a preferred embodiment等の「任意的な表現」を使用して下さい（必須要件か否か判断が微妙ないし困難な場合には、安全サイドから「任意表現」を採用して下さい）。

（1. 4）任意的な表現（例えば、preferably、generally等の副詞が付く場合）には、全てmayを入れて下さい。例えば、「The component is preferably a polymer」ではなく、「The component may preferably be a polymer」として下さい。

2. 明細書の冒頭部分（技術分野等）の英訳

（2. 1）「発明の名称」（Title of the Invention）

①この箇所は、単に「素直に訳す」ことを、心がければ良いでしょう。

②例えば、以下のような例が挙げられます。

含フッ素樹脂： Fluorine-Containing Resin

アデノシン誘導体： Adenosine Derivative

ポリビニルアルコールの製造法： Process for Producing Polyvinyl Alcohol

③「発明の名称」においては、一般的に、「冠詞」（「a」や「the」）は、不要です。

④「発明の名称」の英訳においても、敢えて「複数形」にする必要はありません。

(2. 2) 「発明の分野」 (Field of the Invention) の英訳

①この箇所も、「素直に訳す」ことを、心がければ良いでしょう。

②例えば、以下のような例が挙げられます。

『The present invention relates to a process for producing a magnetic recording medium.』

③以下のように、2文に分けて記載する場合があります。

More specifically, the present invention relates to a process for efficiently producing a magnetic recording medium suitable for high-density recording.

④上記の『The present invention relates to ……』は、決まり文句として覚えて下さい。

⑤一般的な意味では、『This invention relates to ……』としても、良いようにも思われますが、この場合には、使用法に注意する必要があります。

⑥例えば、特許明細書においては、文中で、先行文献（典型的には、内外国の公開公報）に関して記述する場合があります。この場合、公開公報Aに関して、ある程度記載した後に、『This invention』と記載すると、この場合の「invention」が、（本件出願に係る「本発明」ではなく）「公開公報Aの発明」を指していると解釈される可能性があります。